

(統計図表)

第1表 震災対策補助事業（国庫補助金）

| 事業名 | 根拠法令・要綱等 | 事業の目的・内容等 | その他参考事項 |
|---|--|--|--|
| <p>(1) 国庫補助事業</p> <p>1) 消防防災施設整備費補助</p> <p>① 耐震性貯水槽 (40m³、60m³、100m³)</p> <p>② 地上設置型耐震性貯水槽 (40m³、60m³、100m³)</p> <p>③ 飲料水兼用耐震性貯水槽 (40m³、60m³、100m³、1,500m³)</p> <p>④ 備蓄倉庫</p> <p>⑤ 画像伝送システム</p> <p>2) 消防防災設備整備費補助</p> <p>① 震災初動対応資機材</p> <p>② 起震車</p> <p>③ 電源車</p> <p>④ 防災無線通信設備</p> <p>⑤ 画像伝送システム</p> <p>⑥ 自主防災組織活性化事業</p> <p>3) 地域防災拠点施設整備モデル事業</p> | <p>消防防災施設整備費補助金交付要綱</p> <p>消防防災設備整備費補助金交付要綱 (平成17年度を最後に廃止)</p> <p>地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金交付要綱 (平成8年から)</p> | <p>災害の発生に備えて地方公共団体の行う耐震性貯水槽等の施設の整備に対し、補助金を交付。</p> <p>災害の発生に備えて地方公共団体の行う震災初動対応資機材等の施設の整備に対し、補助金を交付。</p> <p>発災時の迅速な災害応急対策を図り、また平時の住民の防災意識の高揚を図るため地方公共団体の行う総合監理施設、防災教育施設、備蓄施設などを備えた防災拠点の整備に対し、補助金を交付。</p> | <p>別添内訳表のとおり（第2表、第3表参照）</p> <p>補助率 ①～③、⑤ 1/2 ④ 1/3 (④のうち地震防災対策特別措置法の規定によるものについては1/2)</p> <p>別添内訳表のとおり（第2表、第3表、第4表、第5表、第6表参照）</p> <p>補助率 1/3 (①③④のうち地震防災対策特別措置法の規定によるものについては1/2) (⑤については1/2)</p> <p>補助率 1/2 (補助の上限 250,000千円)</p> |